



くことができる。  
第五条の二に次の一号を加える。

- 五 主任 長をたすけて、その係に属する事務に従事し、係長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第六条第一項中「館長補佐」の次に「主任」を加える。

#### 附 則

この規則は、昭和四十一年六月一日から施行する。

#### 人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 育 戸 辰 午

#### 鳥取県人事委員会規則第二十四号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の教育委員会の事務部局等の教育機関の図書館の項中

係 長	吉を除く。
分館長(倉)	を
主 任	吉を除く。
分館長(倉)	に改める。

この規則は、昭和四十一年六月一日から施行する。

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物登録